

令和 8 年度

福川西部雨水排水施設運転維持管理業務

仕様書

履行場所

周南市西柵町地内外

履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(着手の日から 日間)

業務委託共通仕様書

第 1 章 一般事項

- 1 目的** この共通仕様書は、発注者の建築物等の点検及び保守、運転・監視、清掃、執行環境測定等の各業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。
- 2 適用範囲** 契約書及び特記仕様書（図面、機器リストを含む。）以外は、本共通仕様書による。
- 3 契約図書の優先順位** 全ての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合、契約図書の優先順位は、次のアからイの順番とする。
- ア 契約書
 - イ 特記仕様書（図面、機器リストを含む。）
 - ウ 共通仕様書
- 4 用語** この仕様書で使用する用語の定義は、次のアからサまでに定めるところによる。
- ア 点検とは、建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を判断することを含む。
 - イ 保守とは、建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
 - ウ 運転・監視とは、設備機器を稼働させ、その状況を監視すること及び制御することをいう。
 - エ 清掃とは、汚れを除去すること、汚れを予防することにより仕上材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
 - オ 修理とは、建築物等の劣化した部品若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
 - カ 交換とは、部材、部品、油脂等を取替えることをいう。
 - キ 分解整備（オーバーホール）とは、機器を定期的又は必要に応じ分解し、劣化した部分若しくは部品を修理又は交換することをいう。
 - ク 劣化とは、建築物の全体又は各部材が、当初の性能・機能の状態から低減していくことをいう。

- ケ 規定値とは、機器が正常な状態で稼働していることを判断するための諸数値をいう。
- コ 調整とは、機器の状態を指定された性能、仕様等に適合するように整えることをいう。
- サ 確認とは、目視あるいは簡単な作動によりその状態を認識することをいう。

- 5 **受注者の負担の範囲**
 - (1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
 - (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
 - (3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂等（支給材料を除く）は、受注者の負担とする。
 - (4) 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。また、衛生消耗品は、特記がない限り支給品とする。
 - (5) 「修理等の措置」の欄に記載されている内容は、特記がある場合に限り実施する。

- 6 **施設管理担当者** 施設管理担当者とは、建築物等の管理に携わる者で保全業務の監督・検査を行うことを発注者が指定した者をいう。

- 7 **業務責任者**
 - (1) 業務責任者とは業務を総合的に把握し調整を行う者をいう。
 - (2) 受注者は、業務責任者を定め施設管理担当者に届け出る。業務責任者を変更した場合も同様とする。
 - (3) 業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

- 8 **業務担当者**
 - (1) 業務を行う者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
 - (2) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

- 9 **業務計画書** 業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を行う者が有する資格等の業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を施設管理担当者に提出し、協議する。

- 10 **関連法令等の遵守、安全教育の徹底**
 - (1) 委託業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。
 - (2) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。

(3) 委託業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。

- 11 危険防止の措置** (1) 業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
(2) 業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を施管理担当者に報告のうえ、当該措置を講じ事故発生を防止する。
- 12 環境法令等の遵守** (1) 環境法令、公害防止協定等の規定に定められている基準値の遵守及び申請・届出手続き等に遺漏のないように徹底を図ること。
(2) 測定記録のチェック及び管理体制を明確にすること。
・測定を適切に行い、その結果を適正に記録すること。
・測定結果を施設の運転管理に適切に反映すること。
・測定結果を複数の者がチェックする体制を整えること。
(3) 公害防止統括者・管理者等の役割及び責任を再確認すること
(4) 従業員教育の徹底を図ること。
- 13 事故防止について** (1) 事故防止に関する社内規定、事故発生時の通報体制等の再確認及び関係従事者へ徹底を図ること。
(2) 施設、設備の日常点検及び維持管理の強化を図ること。
- 14 関連業務との調整** 業務により別契約となる関連する業務については、業務責任者間で調整をはかる。
- 15 控室等** 特記により発注者より提供された控室、仮眠室及び資材置場等(以下控室等という)は善良な管理者の注意をもって、これらを使用しなければならない。

第 2 章 資料等の整理、保管

- 1 関係図面等の整理** 関係図面、図書類等の整理保管を行う。
- 2 予備品等の管理** 支給された消耗品及び予備品の在庫管理を行う。

第 3 章 業 務 報 告 書

- 1 業 務 報 告 書** 業務の結果を建築保全業務報告書書式等による報告書に記入し、作業終了後、速やかに施設管理担当者に提出する。なお、点検及び保守運転・監視業務については、必要に応じ劣化状況等を示す写真及び図面を提出する。

特記仕様書

周南市福川西部第1排水区および第2排水区に係る宅地等の降雨時および高潮時等における排水を円滑にし、もって地域の安全と発展を図るため、排水ポンプ施設（以下「施設」という。）及び、これに附帯する各施設の機器、建物、除塵施設、遊水地、樋門等（以下「附帯施設」という。）の維持管理を目的とする。

（委託の施設）

第1条 次に掲げる施設の維持管理及び操作を行うものとする。

名称 所在地	主要施設の構造及び規模	
福川雨水ポンプ場 周南市福川南町	建屋	鉄筋コンクリート一階建（旧排水機場建屋）
	排水機	横軸斜流ポンプ（旧排水機場設備） 口径 1,000mm 2台
	樋門	スライドゲート6門（旧排水機場設備）
	スクリーン	スクリーン2基
	建屋	鉄筋コンクリート一階建
	排水機	横軸斜流ポンプ 口径 1,200mm 1台
	スクリーン等	スクリーン1基 放流ゲート1門
新地雨水ポンプ場 周南市西柵町	ポンプ棟	RC造 地下1階 地上3階建て
	雨水ポンプ	立軸斜流ポンプ φ600mm×49.5m ³ /分×3.3m 1台 φ900mm×149m ³ /分×3.4m 2台
	流入ゲート	鋳鉄製電動角型制水扉 3門 幅 1.4m×長さ 1.5m
	揚砂機	ジェットポンプ式3台 貯留ホッパー1基 φ80mm×0.7m ³ /分×15m
	自動除塵機	間欠式除塵機3台 貯留ホッパー1基 幅 2.6m×高さ 3.5m
	受変電設備	定格容量 200KVA
	自家発電設備	発電容量 200KVA

(業務の内容)

第2条 業務の範囲及び内容は次のとおりとする。

- (1) 排水ポンプ施設の点検、運転及び維持管理
- (2) 除塵、除砂施設の運転、スクリーンの点検及び維持管理
- (3) 建物内の清掃及び施設周辺の管理、除草等
- (4) ゲート点検、操作及びスクリーンの塵芥物除去
- (5) 小修繕及び防錆塗布

(施設の維持管理及び操作)

第3条 各施設及び附帯施設の操作維持管理については、別紙1に定める内容を遵守して行うものとする。また、福川雨水ポンプ場樋門（放流ゲート）については、別紙、「福川雨水ポンプ場樋門（放流ゲート）操作要領」に基づき行うものとする。

(業務責任者の選任)

第4条 受注者は前条の維持管理及び操作を行うため、業務責任者を選任しなければならない。

- 2 前項の規定により、業務責任者を選任したときは、遅滞なくその氏名を書面により、発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。

(業務責任者の職務)

第5条 業務責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現場の最高責任者として、運転員の指揮監督を行うこと
- (2) 業務の執行状況を随時発注者に報告するとともに、必要があれば協議を行うこと。
- (3) 運転員を教育し、技術の向上、事故の防止に努めること。

(委託期間)

第6条 施設の維持管理及び操作の委託期間は、当該年度の1年間とする。

(委託料の支払)

第7条 委託料は、毎月均等払いとし、発注者は受注者の提出する適正な請求書に基づき、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

(施設の滅失又は損傷)

第8条 受注者は、施設が滅失し、又は損傷したときは、遅滞なくその状況を発注者に通知しなければならない。

2. 受注者は、その責めに帰すべき理由により施設が滅失し、又は損傷したときは、発注

者の指示するところに従い、受注者の負担において施設を現状に回復しなければならない。

ただし、発注者が施設を現状に回復させることが適当でないとしたときは、この限りでない。

(再委託の制限)

第9条 受注者は、施設の維持管理及び操作を第三者に再委託してはならない。

ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(実地調査等)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、施設の維持管理及び操作の状況について、随時、実地に調査し、又は受注者に対して所要の報告を求め若しくは必要な指示をすることが出来る。

(損害の負担)

第11条 施設の維持管理及び操作について生じた損害は、受注者の負担とする。

ただし、その損害の発生が、発注者の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2. 受注者は、施設の維持管理及び操作にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 発注者は、受注者がこの仕様書に定める義務を履行しないときは、契約を解除することが出来る。

2. 発注者は、予算の都合その他やむを得ない理由がある時は、契約を解除することが出来る。

3. 受注者は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対してその補償を請求することが出来ないものとする。

(損害賠償)

第13条 受注者は、この仕様書に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

(有資格者の選任)

第14条 受注者は、本業務に必要な有資格者を選任しなければならない。

(1) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者又は第二種酸素欠乏危険作業主

人者

(物品の支給)

第15条 発注者は、施設及び附帯設備の維持管理に必要な次の各号に掲げる物品等をその都度又は事前に受注者に支給、貸与又は給付するものとする。

- (1) 施設の操作、保守に要する燃料等（重油、オイル、ペンキ等）
- (2) 光熱費等（電気料、上下水道料等）
- (3) その他、発注者が必要と認めた備品

(その他)

第16条 受注者は契約履行上、仕様書に明記していない事項であっても業務上当然必要な事項はこれを行わなければならない。

2. 前項の場合を除き、仕様書に定めのない事項で必要がある場合及びこの仕様書について疑義を生じた場合には、発注者及び受注者協議の上解決するものとする。

別紙 1

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 福川雨水ポンプ場は、高潮対策排水施設として設けられた設備で、高潮、豪雨時等に排水機能を果たし、新地雨水ポンプ場は市内福川西部の排水区域に係る宅地、農地等の排水を円滑にし共に生活環境を確保するため建設された施設である。

日常から、万全の体制を整えておくとともに、豪雨時にも機能を停止することなく、遅滞なく対処するよう努めなければならない。また、燃料、潤滑油等の危険物の取扱にも細心の注意を払って業務にあたらなければならない。

また、ゲート等運転管理にあたっては、潮位に注意を払いゲートを開閉運転し、上流地域の安全に期するよう努めるものとする。

(業務の範囲)

第 2 条 業務の適用範囲は、福川排水機場、福川雨水ポンプ場および新地雨水ポンプ場において、不測の事態にいつでも対応できる体制と諸施設の整備点検及び機器の保全、ゲート等の除砂、塵芥処理も適宜実施し、内外の整理整頓を行い、環境の美化に努め、施設本来の目的達成に備えるものである。

(運転管理)

第 3 条 運転管理は、年間を通じて別紙 2 により、定期的に行うものとする。

2. 受注者は、必要に応じて善良なる管理者の立場に立って運転管理するものとする。

(緊急時の運転)

第 4 条 風水害等緊急事態が予測されるときは、速やかに出勤できるよう、体制を整えなければならない。

2. 緊急時、流入水量、停電の有無等、状況を発注者に報告するとともに、緊急体制を確立し、発注者の指示を受けて適正な運転操作をしなければならない。

(提出書類)

第 5 条 受注者は、契約後 7 日以内に、次の書類を 1 部提出しなければならない。

なお、変更があった場合、速やかにそれぞれ書類を提出するものとする。

(1) 連絡網及び組織表(現場管理、安全管理等)

(2) 管理主任者選任届

第2章 操作要領

(運転水位)

第6条 受注者は別表1に記載の水位で福川雨水ポンプ場及び新地雨水ポンプ場のポンプ運転を行うこと。

2. ただし天候による豪雨、潮位の上昇等が予想される場合には運転水位以下での待機運転や吐出弁の絞り運転を実施し、上流地域の安全に期するよう努めること。

(樋門の操作)

第7条 受注者は、福川雨水ポンプ場樋門（放流ゲート）の操作については、別紙、「福川雨水ポンプ場樋門（放流ゲート）操作要領」に基づき行うこと。

(作業計画等)

第8条 受注者は、契約後、速やかに作業計画を作成し、発注者に報告しなければならない。

2. 受注者は、作業計画に従い、誠実にその業務を履行しなければならない。

(機器の点検、整備結果)

第9条 受注者は、機器の点検、整備を行ったときは、点検報告書を毎月10日以内に発注者に報告しなければならない。

2. ただし、点検の結果、異常を発見した場合は速やかにその状況を発注者に報告し、その対応を協議しなければならない。

(維持、修理)

第10条 受注者は、点検整備で発見した不良箇所や故障については、発注者の承認を得て修理しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、小修繕や応急措置を行った後、発注者に報告するものとする。

2. 修理不能の場合、速やかに発注者に報告し、その対策を協議するものとする。

(運転記録)

第11条 受注者は、運転管理状況等を業務報告書に記入し、毎月10日以内に発注者に報告しなければならない。

(安全の確保)

第12条 業務の実施にあたっては、安全の確保を十分留意しなければならない。

(火災の防止)

第13条 受注者は、火元責任者を選任し、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

(盗難の防止等)

第14条 受注者は、現場における設備機器、備品、工具等の盗難及び不法侵入者の防止に努めなければならない。

(清掃、整頓)

第15条 受注者は、施設内外を適宜清掃するとともに、不要な物品等は整理整頓し、清潔に努めなければならない。

第3章 その他

(完成図書、工具等)

第16条 業務履行上必要と認めた完成図書は、その都度発注者が貸与する。
2. 点検整備、修理に必要な工具類や測定機器類は、受注者の負担とする。

(従業員の服装等)

第17条 従業員には、清潔で作業に安全な服装を着用させること。

(疑義等)

第18条 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の履行につき疑義が生じた場合は、双方で協議し、円滑に解決を図るものとする。

附則

受注者が変更した場合、新規受注者は旧受注者に、維持管理・運転操作方法等について引継ぎを受けること。

その間の旧受注者の日当等は、新規受注者の負担とする。

別紙2

1. 機器の点検・維持管理

(1) 主ポンプ運転要領

- ①運転点検は1回/週とする。
- ②エンジン起動時間は数分間とする。
- ③フライホイール・ターニングは7回以上とする。

ただし、台風等緊急時にポンプ運転を要請する場合がある。その勤務に対する手当では、別途協議する。

(2) 補機類運転要領 ※主ポンプ、補機運転時、圧力・電流値等記録すること

機 器 名	運 転 テ ス ト
空気圧縮機、冷却ポンプ、その他の補機	数 分 1 回/週
主 ゲ ー ト	数 回 1 回/月
自 家 発 設 備	数 分 1 回/週

(3) 日常点検の確認事項（1回/週）

- ①潤滑油の有無、オイルストレナ点検
- ②燃料タンクの燃料の有無、漏れの点検
- ③冷却水の有無、配管等の腐食、漏れの点検
- ④ポンプその他の機器の異音、振動点検
- ⑤ポンプベルトの張り、損傷の点検
- ⑥電源用バッテリー比重、電圧点検
- ⑦ゲート部の作動試験、変形、破損の点検
- ⑧スクリーン点検
- ⑨機器類防錆塗布、小修繕
- ⑩始動空気圧、空気漏れの有無点検
- ⑪各電磁弁作動点検
- ⑫自家発設備の作動点検（異音、振動、油量、漏れ等）
- ⑬各機器のグリース補給
- ⑭福川雨水ポンプ場設置検知管の管理、A重油除去

2. 施設清掃及び処理

- (1) 室内外の整備、清掃、除草等
- (2) スクリーンの塵芥除去

3. 計測記録

保守点検記録表を作成し、毎月発注者に報告する。

別表1

福川雨水ポンプ場運転基準

水位条件	内水位 C.D.L(m)	摘要欄
異常高水位	+4.00 以上	
許容内水位	+3.80 以下	
高水位	+3.70 以上	
運転開始水位	+3.60 以上	運転開始水位
運転可能水位	+2.80	運転停止水位

新地雨水ポンプ場運転基準

水位条件	レベル	内水位 TPM(m)	摘要欄
異常高水位	H4	-0.300 以上	
高水位	H3	-0.437 以上	エンジンポンプ2台目運転開始水位
高水位	H2	-0.507 以上	エンジンポンプ1台目運転開始水位
運転開始水位	H1	-0.587 以上	1号ポンプ運転開始水位
運転可能水位	L3	-2.150	1号ポンプ運転停止水位
低水位	L1	-3.100	エンジンポンプ1台目運転停止水位
異常低水位	L2	-3.500	エンジンポンプ2台目運転停止水位

福川雨水ポンプ場樋門（放流ゲート）操作要領

第1章 総則

（適用）

第1条 この要領は、福川雨水ポンプ場樋門の開閉操作について、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 樋門の操作は、高潮・津波等の異常気象時に樋門上流側への浸水を防止することを目的とする。

（用語の定義）

第3条 この要領において「樋門」とは、吐出水槽放流ゲートのことをいう。

2 この要領において「操作員」とは、樋門の開閉操作を行う直接の操作者のことをいう。

3 この要領において「機側操作」とは、樋門に設置した操作盤において海、雨水幹線等の状況を目視で確認しながら行う操作をいう。

第2章 警戒体制

（警戒体制の実施）

第4条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- （1） 周南市に「高潮警報」、「高潮特別警報」又は「津波注意報」、「津波警報」、「大津波警報」（以下、「高潮警報等」という。）が発表されたとき。
- （2） 高潮又は遡上した津波により樋門から逆流のおそれがあるとき。

（警戒体制における措置）

第5条 受注者は警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- （1） 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- （2） 樋門及び樋門を操作するために必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。ただし津波警報が発表されている場合には機側での作業は行わないこと。
- （3） 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- （4） 第7条の操作を行っている場合において、現場の状況を踏まえて総合的に勘案し、

機側操作が安全に行えないと判断される場合には、機側操作員に退避を指示すること。

(5) 緊急を要する場合には、機側操作員自らの判断で退避できるものとし、退避後速やかに退避場所及び退避時の操作状況の報告をさせること。

(6) その他樋門の管理上必要な措置

(警戒体制の解除)

第6条 受注者は、高潮、津波が終わったとき、又は高潮、津波に至ることがなく高潮、津波が発生するおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第3章 樋門の操作の基準及び方法

(樋門の閉鎖)

第7条 以下の場合に樋門の閉鎖操作を行うものとする。

(1) 高潮警報等が発表されたとき。

(2) その他、台風接近による高潮注意報発表時等、市が樋門を閉鎖する必要があると判断し操作を指示した場合。

(3) ただし、操作員の安全が確保されない場合においては、この限りでない。

(樋門の開放)

第8条 以下の場合に樋門の開放操作を行うものとする。

(1) 高潮警報等が解除され、上流地域への影響がないと認められた場合。

(2) その他、市が樋門を開放する必要があると判断し操作を指示した場合。

(3) ただし、操作員の安全が確保されない場合においては、この限りでない。

(平水時における操作基準)

第9条 平水時は、樋門のゲートを全開しておくものとする。

(操作基準の特例)

第10条 市は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前三条の規定する基準以外の基準により樋門操作を指示することができるものとする。

(操作の方法等)

第11条 樋門は定められた方法により、操作を行う。

2 樋門の操作は、不測の事態への対応や確実な情報収集を行うため、基本的に複数名で行うものとする。

3 出水時における樋門操作については、水位・流向等の情報を活用することを基本とする。

4 樋門上流側の水位（内水位）、樋門下流側の水位（外水位）及び流向等を踏まえ、樋門操作を行うことを基本とする。外水位が、逆流した場合に内水被害発生が予見される水位（堤内最低地盤高）以上の場合、次の操作を行う。

- (1) 逆流が始まるまでは樋門のゲートを全開にする。
- (2) 逆流が始まったときは樋門のゲートを全閉にする。
- (3) 逆流防止のために樋門のゲートを全閉している場合において、外水位が下がり、内水位が外水位より高くなったときは、これを全開にする。

5 樋門操作にあたっては、内外水位に急激な変動を生じさせないように留意するものとする。

6 操作員は、樋門の閉鎖、または開放操作が完了したときは、速やかに市にその旨を報告するものとする。

7 操作員は、樋門の閉鎖、または開放操作ができない場合、樋門の異常等を発見した場合及び応急対応を行った場合は、速やかに市にその旨を報告するものとする。

第4章 操作員の安全の確保等

（操作員の安全の確保）

第12条 操作員は、気象庁から発表された津波到達時刻をもとに安全に退避できる時刻を経過する前に、操作を完了、または中止し、安全な場所に退避するものとする。

2 前項に定めるほか、操作員は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。

3 市、または受注者は、津波到達予想時刻や現場状況等から安全に樋門の開閉操作を行えないと判断する場合、操作員に退避を指示するものとする。

4 操作員は、第1項から第3項の規定により、退避が完了した際は、速やかに受注者に報告しなければならない。受注者は、その報告を受け、市に報告するものとする。

5 操作員が安全に操作・退避するための樋門の操作・退避経路、退避場所及び操作・退避に関する設定時間については、市、受注者及び操作員の間であらかじめ定めておく。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。

第5章 雑則

（施設の維持管理）

第13条 受注者は、施設保全に万全を期すため、毎月1回、施設の点検を行い、異常箇所の早期発見等に努めるものとする。

2 受注者は前項の点検により、施設の異常を発見したとき、または施設に重大な影響を及ぼす事態の発生が予測されるとき、もしくはその事態が発生したときは、直ちに応急措

置を講じるとともに、その旨を市に報告するものとする。

3 受注者は、施設の点検を行った場合、その点検結果等について記録するものとする。

(観測)

第14条 受注者は、樋門の上下流の水位その他樋門を操作するため必要な事項の観測をするものとする。

(操作に関する記録)

第15条 受注者は、樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 樋門を操作した理由、操作年月日、操作時刻、操作状況
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に記載を必要とする事項

(記録の保存)

第16条 市は、操作に関する記録を整理し、これを保存するものとする。

(関係機関への通知)

第17条 市、または受注者は第7条の規定に基づき操作員を退避させることにより、樋門の操作をしない場合について、関係機関へその旨通知するものとする。

(訓練)

第18条 樋門の操作の机上又は実地における訓練を、年1回以上行うものとする。

2 前項の訓練は、現場で操作するものが参加したものでなければならない。

3 第1項に規定する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、操作要領を変更するものとする。

(細則)

第19条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施のために必要な事項は、市が定める。

附則

本操作要領は、令和3年6月7日から施行する。

附則

改正後の本操作要領は、令和4年3月15日から施行する。